

令和 7 年 2 月 5 日

共 産 党

高額療養費の上限額引き上げを中止し、医療費の国の
負担率を引き上げを求める意見書（案）

政府は令和 5 年 1 2 月 2 5 日、高額な医療費の患者負担を一定限度に抑える「高額療養費制度」の自己負担限度額（月額）を令和 7 年 8 月から段階的に引き上げ、令和 9 年 8 月に平均所得層（年収約 3 7 0 万～約 7 7 0 万円）で最大 5 8 , 5 0 0 円を引き上げるなどの見直し案を固めた。所得区分を 5 区分から 1 3 区分へ細分化し、現在、制度を利用している方への経過措置や配慮措置はない。

厚生労働省は、前回見直しを行った 9 年前と比べ、「賃上げの実現」で世帯収入が増えたことを引き上げの理由とし、患者負担を増やすことで国民の保険料負担軽減を図るとしている。

しかし、実質賃金はこの 1 1 年間で年額 3 3 万 6 千円も減り、長引く物価高騰で生活苦が増しており、「賃上げの実現」は理由にならない。

高額療養費は、所得に応じた一定額以上の医療費負担は免除されるため安心して治療に専念できる「命綱」である。政府がすべての年代、所得階層を対象に高額療養費・自己負担上限額を大幅に引き上げ、治療中の患者に追加の費用負担を強いることは、命綱の役割を大きく後退させることになり問題である。

よって、板橋区議会は、政府に対し、高額療養費の上限額引き上げを中止し、医療費への国の負担率を引き上げを強く求める。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

厚生労働大臣 宛